空き家の解体に20万円(最大40万円)を補助します

補助対象工事 次のすべての項目に該当する空き家の解体工事

- (1) 酒田市内の一戸建ての住宅(店舗併用住宅の場合は、主として居住用)で賃貸用住宅以外であること
- (2) 空き家となった日から3年以上経過した住宅
- (3) 昭和56年以前に建築された住宅
- (4) 個人が所有するものであること(法人が所有するものではない)
- (5) 敷地内のすべての建物、危険ブロック塀を解体すること
- (6) 工事の施工者が山形県内に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人又は個人事業者で、建設業の許可又は解体工事業の登録を受けている者であること
- (7)建物の所有者等の固定資産税の滞納がないこと

補助の対象者

次のすべての項目に該当する個人(法人ではない)の方で、年度内に1回限り申込みできます。

- (1) 空き家の所有者、相続人又は所有者もしくは相続人から委任を受けた者
- (2) 空き家の所有者又は相続人が複数いる場合、全ての権利者から解体の同意を得られる者
- (3) 建物と土地の所有者が異なる場合、土地の権利者から解体の同意を得られる者
- (4) 令和7年3月21日(金)までに実績報告書を提出できること
- (5) 酒田市税等を滞納していないこと
- (6) 酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)に規定する暴力団員等ではないこと

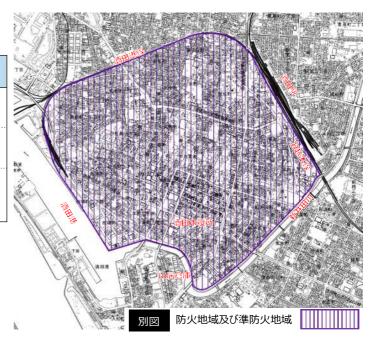
募集期間 4月22日(月) \sim 4月26日(金)

- ・申請が多数の場合は抽選。申請が少ない場合は、受付期間を延長し(**9月30日 (月)** まで)、 予算に達するまで**先着順**で受付します。
- ・防火・準防火地域枠の募集予定戸数の受付は**8月30日 (金)** までとし、その時点で枠内の予算に達していない場合、一般地域枠へ予算が移行します。
- ※原則、申請は窓口で受付しますが、酒田市外にお住まいの方は郵送での受付も行っています。

補助金の額/募集戸数

解体地区分	一般地域	防火·準防火地域
補助金の額	最大 20万円	最大 40 万円
	対象工事費の2分の1 ※千円未満切り捨て	
募集予定 戸数 (全25戸)	20戸	最大 5 戸

- ◆一般地域:防火・準防火地域以外の地域
- ◆防火・準防火地域:右図に示す地域(都市計画法に基づく「酒田都市計画区域」内における防火地域及び準防火地域)



手続きの流れ

提出書類

酒田市役所 申請者 【事前確認】※まちづくり推進課に提出 □▲空き家であることの確認書 まちづくり推進課 □B所有者又は相続人の住民票(抄本)の写し □C土地・建物の登記事項証明書の写し(未登 事前確認書類受付 事前確認書類提出 記の場合は、固定資産課税台帳の写し) 補助対象の空き家及び申請者 であるかを確認します 書類確認 【補助金交付申請】 ※建築課に提出 □交付申請書(様式第2号) 確認完了 確認書類受領 □誓約書(様式第3号) □印鑑登録証明書(原本) □所有者又は相続人から委任を受けた方が申請 建築課 する場合は、委任状(様式第4号) □解体工事の見積書の写し 申請書類受付 申請書類提出 □施工者の建設業の許可又は解体工事業の山形 県知事登録を証する書類の写し 当初受付期間 4月22日(月)~26日(金) □着工前写真(敷地全体がわかるもの、敷地内の (抽選) すべての建物の外観) 申請が少ない場合は、 9月30日(月)まで延長します □事前確認時提出書類(上記A、B、C) 書類審査 補助金の決定 補助金交付決定通知 【実績報告】 ※建築課に提出 □実績報告書(様式第9号) □工事中、完了後のカラー写真(敷地全体がわ 工事の契約 かるもの) □解体工事の領収書の写し 工事着工 工事完了 memo 実績報告書類提出 実績報告受付 補助金請求 最終3月21日(金)まで 工事完了検査 補助金交付額の確定 補助交付金額確定通知 補助金交付 補助金受領

お問い合わせ

【事前確認】

まちづくり推進課

市民相談室(市役所 2 階) TEL 0234-26-5726

【補助金申請】

建築課

確認審查係(市役所 5 階) TEL 0234-26-5749

